

職員団体登録の手引

宮城県人事委員会

目 次

第1章 職員団体登録制度の解説	1
第1節 職員団体	2
1 職員団体の目的	2
2 職員団体の組織	2
第2節 職員団体登録制度	4
1 登録の意義	4
2 登録の要件	7
3 新規登録・変更登録	9
4 解散	11
5 登録の効力停止・取消し	12
第2章 職員団体登録に関する関係法令	13
1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）	14
2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）（抄）	16
3 職員団体の登録に関する条例（昭和41年宮城県条例第19号）	17
4 職員団体の登録に関する条例施行規則（昭和41年宮城県人事委員会規則11—3）	18
第3章 職員団体登録に関する様式集	19
第4章 職員団体登録に関するチェックリスト	27

凡 例

本手引において使用した関係法令の略称は、次のとおりである。

地 公 法＝地方公務員法（昭和25年法律第261号）

地公企法＝地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

地公労法＝地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）

教 特 法＝教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

登録条例＝職員団体の登録に関する条例（昭和41年宮城県条例第19号）

登録規則＝職員団体の登録に関する条例施行規則（昭和41年宮城県人事委員会規則11—3）

法人格法＝職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）

第 1 章 職員団体登録制度の解説

第1節 職員団体

1 職員団体の目的

職員団体とは、一般職の職員のうち、警察職員、消防職員及び地方公営企業職員（以下「企業職員」という。）を除く職員が、その勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体を言います（地公法第 52 条、地公企法第 39 条、地公労法附則第 5 項）。

つまり、職員団体とは、職員の経済的地位の維持又は向上を目的として、当局と交渉を行う団体を意味します。

Point 勤務条件の維持改善以外の目的

職員団体は、勤務条件の維持改善を主たる目的とすればよく、他の目的も併せ有していても問題はないと解されています。

2 職員団体の組織

(1) 職員団体を組織することのできない職員

ア 警察職員・消防職員

これらの職員は、国民の生命及び財産を守るという重大な職責を負っており、労使の対抗関係が職場における指揮命令関係に持ち込まれ任務に支障を及ぼすことのないよう、職員団体を組織することは認められていません（地公法第 52 条第 5 項）。

イ 企業職員

企業職員は、地公企法第 39 条の規定により、地公法第 52 条から第 56 条までの職員団体に関する規定が適用除外されます。そのため、ここでいう「職員」すなわち職員団体を組織できる職員に該当しません。

企業職員が加入している職員団体を組織した場合は、非登録職員団体となります（3 頁の(3)及び 8 頁の(3)point 参照）。

Point 技能労務職員の取扱い

一般職に属する技能労務職員については、その労働関係その他身分取扱いに関し、特別の法律が制定されるまでの間は、第 17 条を除く地公労法の規定及び地公企法第 38 条から第 39 条までの規定が適用されることから、労働組合を組織できます（地公労法第 5 条、同法附則第 5 項）。また、同時に、地公法第 52 条から第 56 条までの規定が適用されることから、職員団体を組織することもできます（地公労法附則第 5 項）。

【表 1】一般職に属する地方公務員の職員の区分と組織できる職員団体等

職員の区分	職員団体	労働組合	根拠法令
警察職員、消防職員	×	×	地公法第 52 条第 2 項及び第 5 項、第 58 条
企業職員	×	○	地公法第 57 条、地公企法第 39 条、地公労法第 5 条
技能労務職員	○	○	地公法第 57 条、地公企法附則第 5 項、 地公労法第 5 条、地公法第 52 条第 1 項及び第 2 項
上記以外の職員	○	×	地公法第 52 条及び第 2 項、第 58 条

(凡例：○・・・組織できる、×・・・組織できない)

(2) 管理職員等と管理職員等以外の職員（以下「一般職員」という。）の区別

一般職員と管理職員等とは同一の職員団体を組織することができず、もし両者が同一の団体を組織したとしても、それは地公法上の職員団体ではありません（地公法第 52 条第 3 項）。

これは、一般職員の職員団体に管理職員等の参加を許すと、その職員団体が自主性をもって当局と交渉することができなくなるおそれが強く、また、御用組合化や切崩しが行われるおそれがあるので、これを排除しようとするものです。

Point 管理職員等の範囲

管理職員等とは、

- ① 重要な行政上の決定を行う職員
- ② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- ③ 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- ④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画および方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- ⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って職務を遂行すべき職務を担当する職員

を意味します（地公法第 52 条第 3 項）。

管理職員等の範囲は、人事委員会又は公平委員会が規則で定めることとされており（地公法第 52 条第 4 項）、本県では、管理職員等の範囲を定める規則（平成 6 年宮城県人事委員会規則 11—1）、公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（平成 5 年宮城県人事委員会規則 11—2）において定めています。

(3) 職員団体の構成員

職員団体の構成員としては、一般職の職員のうち、警察職員、消防職員及び企業職員を除く職員が主体となっていれば足りるものとされています。したがって、小規模の企業職員が職員団体に加入しいわゆる混合組合となった場合でも、警察職員、消防職員及び企業職員を除く職員が主体となって組織されている限り当該団体は職員団体です。ただし、管理職員等と一般職員が組織する場合は職員団体には当たりません。

第2節 職員団体登録制度

1 登録の意義

職員団体には、登録という制度があります。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会又は公平委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められます。

Point 公平委員会事務の委託団体

本県では、人事委員会を設置している仙台市、公平委員会を設置している石巻市以外の48団体（12市20町1村14一部事務組合1広域連合）において、宮城県人事委員会に公平委員会の事務を委託しています（令和8年4月現在）。そのため、これらの公平委員会事務委託団体については宮城県人事委員会が職員団体の登録事務を行っています。

【表2】公平委員会事務委託団体一覧

令和8年4月現在

	団 体 名
市町村	塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
一部事務組合	石巻地区広域行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合、亘理地区行政事務組合、色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合、亘理名取共立衛生処理組合、宮城東部衛生処理組合、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、塩釜地区消防事務組合、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村自治振興センター、加美郡保健医療福祉行政事務組合
広域連合	宮城県後期高齢者医療広域連合

(1) 交渉における地位（地公法第55条第1項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立ちます。

Point 非登録職員団体の地位

非登録職員団体についても、地方公共団体の当局が、これと交渉することが職員の勤務条件の維持向上のために望ましいと判断するときは、非登録職員団体と交渉することができるとされています。

(2) 在籍専従職員の選任（地公法第55条の2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができます。

(3) 法人格の取得（法人格法第3条第1項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができます。

Point 法人格の取得

職員団体が法人格を取得した場合には、職員団体自らの名義で財産を所有し、日常の取引、税法上の一定の優遇措置を受けること等ができます。新規登録後、直ちに法人格を取得したい職員団体は、登録申請書の主文の下に「なお、本件登録後は職員団体を法人としますので申し添えます。」等と記入することにより、申出書に代えることができます（様式第1号参照）。

【表 3】職員団体の登録状況（宮城県人事委員会が登録機関であるもの）

令和 8 年 4 月現在

番号	登録 番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所所在地	法人となる 旨の申し出
1	1	宮城県職員組合	S 41. 10. 8	仙 台 市	○
2	2	宮城県教職員組合	41. 10. 8	仙 台 市	○
3	3	南三陸町職員組合	41. 10. 8	南 三 陸 町	
4	5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41. 10. 12	仙 台 市	○
5	6	東松島市職員組合	41. 12. 20	東 松 島 市	○
6	7	美里町職員組合	41. 12. 20	美 里 町	○
7	8	栗原市職員労働組合	41. 12. 20	栗 原 市	○
8	9	大河原町職員組合	41. 12. 20	大 河 原 町	○
9	11	蔵王町職員組合	41. 12. 20	蔵 王 町	○
10	12	角田市職員労働組合	41. 12. 20	角 田 市	○
11	14	気仙沼市職員労働組合	42. 3. 29	気 仙 沼 市	
12	16	川崎町職員労働組合	42. 7. 14	川 崎 町	
13	18	村田町職員組合	42. 11. 14	村 田 町	
14	21	七ヶ宿町職員組合	43. 10. 28	七 ヶ 宿 町	○
15	28	松島町職員組合	48. 2. 13	松 島 町	
16	29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48. 4. 26	大 河 原 町	○
17	30	登米市職員組合	48. 8. 15	登 米 市	○
18	34	七ヶ浜町職員組合	50. 4. 15	七 ヶ 浜 町	
19	39	白石市職員組合	62. 4. 1	白 石 市	○
20	40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H 6. 11. 29	石 巻 市	○
21	42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙 台 市	○
22	44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩 沼 市	○
23	46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大 崎 市	○
24	49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名 取 市	
25	50	大郷町職員組合	24. 12. 18	大 郷 町	○
26	52	塩釜市職員労働組合	29. 4. 1	塩 竈 市	
27	53	大崎市職員労働組合	30. 4. 1	大 崎 市	○
28	54	I R I S 宮城	R 6. 9. 20	愛知県一宮市	

2 登録の要件

職員団体が人事委員会に登録され、その後も引き続いて登録職員団体として取り扱われるためには、規約、重要行為の決定及び構成員の範囲等について、一定の要件を満たしていることが必要です。

(1) 登録職員団体の規約における必要的記載事項（地公法第 53 条第 2 項）

ア 名称

特に制限はありません。

イ 目的及び業務

勤務条件の維持改善が主たる目的である旨が明記されていること、及びどのような業務を行うかある程度具体的に記載されていることが必要です。

ウ 主たる事務所の所在地

番地まで記載してください（当該記載自体から所在地が特定できる場合（例：「〇〇役場内に置く。」）には、番地を記載しなくても構いません。）。

エ 構成員の範囲及び資格の得喪に関する規定

(7) 構成員の範囲

一般職員と管理職員等のいずれも構成員とする規約の場合には、当該団体は職員団体とは認められないので、登録を受けることはできません。

なお、一般職員で組織する職員団体については、規約で管理職員等を構成員としない旨、定めておくことが望ましいとされています。

(4) 資格の得喪

加入・脱退の両方の手続を記載してください。自由な脱退を制限するような規定があれば、登録を受けることはできません。

オ 理事その他の役員に関する規定

職員団体の役員とは、当該職員団体の執行機関及び監査機関の構成員を意味します（執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員、監査委員等）。役員の改選に当たっては、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって決定する旨を明記しておく必要があります。

カ 地公法第 53 条第 3 項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

(7) 地公法第 53 条第 3 項に規定する事項

地公法第 53 条第 3 項の規定に適合する決定手続を規約に明記しておく必要があります。

(4) 地公法第 53 条第 3 項に規定する事項以外の業務執行、会議及び投票に関する規定

議決機関の構成及び議決方法、執行機関の構成等の規定があれば足ります。具体的には、大会の開催、中央執行委員及び監事の権限、その他意思決定の方法等です。

キ 経費及び会計に関する規定

経費及び会計について、それぞれ規定がなければなりません。財源、会計年度、予算、決算、会計監査等について規定されていることが望ましいです。

ク 他の職員団体との連合に関する規定

全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数によって決定する旨を明記しておく必要があります。

ケ 規約の変更に関する規定

全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数によって決定する旨を明記しておく必要があります。

コ 解散に関する規定

全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数によって決定する旨を明記しておく必要があります。

(2) 重要な行為の決定

規約の変更、役員の改選、事務所所在地の変更等の重要な行為が、全ての構成員が参加可能な直接かつ秘密の選挙によって決定されていることが必要です。

Point 役員の改選①

役員改選は投票者の過半数、その他の重要な行為は全構成員の過半数の賛成が必要です。この場合の投票者には、棄権者を含まず、白票、無効票を投じたものは含まれます。

なお、選挙は実際に実施されていることが必要で、役員改選の際に候補者が定数以内であることを理由に無投票当選の扱いとすることは認められていません。

(3) 構成員の範囲

同一の地方公共団体に属する職員（企業職員、警察職員、消防職員及び管理職員等を除く。）のみで構成されていることが必要です。ただし、免職後1年以内の者、免職後1年以内に当該処分に対する審査請求又は訴えの提起を行い現在係争中の者、及び警察職員・消防職員以外の者で当該職員団体の役員である者については、構成員の範囲とすることが認められています。

なお、一つの都道府県内の公立学校の職員のみをもって組織される職員団体は、その都道府県の職員で組織される職員団体とみなされるので、登録を受けることができます（教特法第29条第1項）。

Point 企業職員が加入している職員団体

非登録職員団体の場合には、小規模の企業職員が加入していたとしても、地公法第52条の職員団体といえます（3頁の(3)参照）。しかし、登録職員団体となる場合には、ごく少数のものであっても、企業職員は加入することができません。

(4) 規約、役員及び事務所所在地に変更があった場合

登録職員団体は、規約の変更や役員の改選など、登録事項に変更があった場合、変更の日から10日以内に、変更事項を宮城県人事委員会に届け出なければなりません（地公法第53条第9項、登録条例第4条第1項）。

Point 役員の改選②

役員について、任期満了等による全員改選の他、一部補選や辞任等があった場合も、その都度、届出をしてください。また、全員改選の結果、旧役員と同一の者が再選された場合でも、全役員について届出をしてください。

3 新規登録・変更登録

登録内容に応じて、以下の提出書類を提出してください。各種様式の電子データは宮城県人事委員会事務局ホームページ（「職員団体の登録」のページ）に掲載しています。

提出に当たっては登録事項に関する照会ができるよう、登録事務担当責任者の役職名・氏名と、確実に連絡可能な電話番号・FAX番号・メールアドレスを記載してください。

なお、各種様式への代表者又は証明者の押印は不要です。

(1) 新規登録の場合

<単組の場合>

- ① 職員団体登録申請書（様式第1号）
- ② 規約
- ③ 規約採択証明書（様式第2号）
- ④ 役員選出証明書（様式第3号）
- ⑤ 組織に関する証明書（様式第5号）

<連合体の場合>

上記①～⑤に加えて、

- ⑥ 代議員選出証明書（様式第6号）

※ 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為を代議員の投票で決定した場合に限る。

(2) 変更登録の場合

ア 規約を変更した場合

<単組の場合>

- ① 職員団体登録事項変更（解散）届（様式第7号）
- ② 規約採択証明書（様式第2号）
- ③ 改正後の規約
- ④ 規約の新旧対照表

<連合体の場合>

上記①～④に加えて、

- ⑤ 代議員選出証明書（様式第6号）

※ 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為を代議員の投票で決定した場合に限る。

イ 役員の改選を行った場合

<単組の場合>

- ① 職員団体登録事項変更（解散）届（様式第7号）
- ② 役員選出証明書（様式第3号）
- ③ 改選後の役員名簿（様式第1号の表1）

<連合体の場合>

上記①～③に加えて、

- ④ 代議員選出証明書（様式第6号）

※ 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為を代議員の投票で決定した場合に限る。

ウ 事務所所在地に変更があった場合

<単組の場合>

- ① 職員団体登録事項変更（解散）届（様式第7号）
- ② 変更後の事務所所在地表（様式第1号の表2）
規約の変更を伴う場合（ex. 主たる事務所の所在地に変更がある場合）には、規約を変更した場合の提出書類（上記アの②③）も提出してください。
- ③ 議案採択証明書（様式第4号）

<連合体の場合>

上記①～③に加えて、

- ④ 代議員選出証明書（様式第6号）

※ 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為を代議員の投票で決定した場合に限る。

提出方法及び提出部数は、下記のとおりです。原則「みやぎ電子申請サービス（LoGo フォーム）」による電子申請としますが、書面（郵送又は持参）による提出も可能です。

【表4】提出方法及び提出部数

提出方法	提出部数
みやぎ電子申請サービス （LoGo フォーム）	1 通 （送信されたデータをもって正副2通の書面が提出されたものとみなす。）
書面（郵送又は持参）	正副2 通

4 解散

登録職員団体が解散した場合は、解散の日から10日以内に、その代表者を通じて、「職員団体登録事項変更（解散）届（様式第7号）」「議案採択証明書（様式第4号）」を提出しなければなりません（地公法第53条第10項）。また、異動等で構成員がいなくなった場合など、自然消滅したときも、その代表者（その状態を証明できる旧構成員を含む。）は、上記書類を提出しなければなりません。

Point👉 登録の取下げ

登録された職員団体が、非登録の職員団体となりたい場合には、登録の取消の申請といった手続がないので、登録職員団体の解散の手続を利用することとなります。

当該団体においては、職員団体としての登録は取り下げるが、職員団体としては存続する旨を地公法第53条第3項に規定する投票手続により決定し、その内容を「職員団体登録事項変更（解散）届（様式第7号）」「議案採択証明書（様式第2号）」により宮城県人事委員会に提出していただきます。

提出方法及び提出部数は、下記のとおりです。原則「みやぎ電子申請サービス（LoGo フォーム）」による電子申請としますが、書面（郵送又は持参）による提出も可能です。

【表5】提出方法及び提出部数

提出方法	提出部数
みやぎ電子申請サービス （LoGo フォーム）	1通 （送信されたデータをもって正副2通の書面が提出されたものとみなす。）
書面（郵送又は持参）	正副2通

【表6】提出書類まとめ

	職員団体 登録申請書 （様式第1号）	規約採択 証明書 （様式第2号）	役員選出 証明書 （様式第3号）	議案採択 証明書 （様式第4号）	組織に 関する 証明書 （様式第5号）	代議員 選出証明書 （様式第6号）	職員団体 登録事項 （解散） 変更届 （様式第7号）	添付書類
新規登録	○	○	○		○	※		規約
変更登録	規約 改正	○				※	○	規約 新旧対照表
	役員 改選		○			※	○	役員名簿 （様式第1号の表1）
	事務所 所在地 の変更			○		※	○	事務所所在地表 （様式第1号の表2）
解 散				○		※	○	なし

※ 連合体の場合には提出が必要となります。

5 登録の効力停止・取消し

(1) 登録の効力停止・取消しの要件

登録の効力停止・取消しの要件は、

- ① 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなったとき
- ② 登録を受けた職員団体に、地公法第 53 条第 2 項から第 4 項までに規定する登録要件に適合しない事実があったとき
- ③ 登録を受けた職員団体が、地公法第 53 条第 9 項の規定による規約又は申請書の記載事項の変更の届出をしなかったとき

の三つの場合があります。

(2) 登録の効力停止

効力の停止とは、登録職員団体を一時的に非登録職員団体と同様の地位に置くことを意味します。効力を停止しうる期間は、60 日を超えない範囲内とされています（地公法第 53 条第 6 項）。

効力が停止されている間は、地方公共団体の当局はその交渉の申入れに応じるべき地位に立つことはなく、在籍専従の申請に許可を与えることもできません。

なお、効力の停止前に取得した法人格は効力の停止によって消滅するものでなく、その前に許可された在籍専従職員もその地位を失うものではないとされています。また、人事委員会又は公平委員会が登録の効力の停止をしようとするときは、その理由を提示する必要があり、併せて、弁明の機会を与えなければなりません。

(3) 登録の取消し

登録の取消しは、職員団体に重大な影響を与える処分であるので、その手続に慎重を期するため、あらかじめ理由を提示して聴聞を行わなければならず、当該職員団体から請求があったときはその聴聞の期日の審理は公開して行わなければなりません（地公法第 53 条第 7 項）。ただし、職員団体が聴聞に応じないときは、それを実際に行わずに登録を取り消すこともできます（行実昭 27. 9. 20 自行公発第 53 号）。聴聞の手続は、公開の場合も含めて、地公法第 8 条第 5 項の規定に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年宮城県人事委員会規則 2—4）において定められています。

なお、登録の取消しは、当該処分の取消しの訴えを提起できる期間内、処分の取消しの訴えの提起があったときは当該訴訟が裁判所に係属する間はその効力を生じません（地公法第 53 条第 8 項）。

第 2 章 職員団体登録に関する関係法令

1 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（抄）

（職員団体）

第 52 条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第 5 項に規定する職員以外の職員をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第 53 条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
- 二 目的及び業務
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
- 五 理事その他の役員に関する規定
- 六 第 3 項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
- 七 経費及び会計に関する規定
- 八 他の職員団体との連合に関する規定
- 九 規約の変更にに関する規定
- 十 解散に関する規定

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実には、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実には、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第 5 項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して 1 年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前 3 項の規定に適合するものであるときは、

条例で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

- 6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。
- 7 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。
- 8 第6項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。
- 9 登録を受けた職員団体は、その規約又は第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第5項の規定を準用する。
- 10 登録を受けた職員団体は、解散したときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

第54条 削除

(交渉)

第55条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

- 2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。
- 3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。
- 4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。
- 5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たっては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。
- 6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。
- 7 交渉は、前2項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。
- 8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。
- 9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にいて触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。
- 10 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。
- 11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第1項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第55条の2 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場

合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

- 3 第1項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて5年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、5年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。
- 4 第1項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
- 5 第1項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。
- 6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

（不利益取扱の禁止）

第56条 職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）（抄）

（公立学校の職員の職員団体）

第29条 地方公務員法第53条及び第54条並びに地方公務員法の一部を改正する法律（昭和40年法律第71号）附則第2条の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体（当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。）は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

- 2 前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

3 職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年宮城県条例第 19 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項、第 5 項、第 6 項、第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第 2 条 職員団体が人事委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項を記載した正副 2 通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。

- 一 理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員でない者にあつてはその職業）
- 二 すべての事務所の所在地
- 三 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称

2 前項の規定による申請書には、同項の規定による規約のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第 53 条第 4 項の規定に従い決定されたこと、並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類
- 二 法第 53 条第 4 項の規定に従って組織されていることを証明する書類

（登録の通知）

第 3 条 人事委員会は、登録の申請を受けた日から 30 日以内に、登録をした旨又はしない旨を、申請をした職員団体に通知しなければならない。

（規約等の変更又は解散の届出）

第 4 条 登録を受けた職員団体（以下「登録団体」という。）は、その規約若しくは第 2 条第 1 項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由が生じた日から 10 日以内に、人事委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 登録団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて正副 2 通の届出書を提出しなければならない。

3 第 1 項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るものであるときは、これらの行為が法第 53 条第 3 項の規定に従い決定されたこと、並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。

4 前条の規定は、規約又は第 2 条第 1 項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合について、準用する。

（登録の効力停止又は取消しの通知）

第 5 条 人事委員会は、法第 53 条第 6 項の規定により登録団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該登録団体に通知しなければならない。

（人事委員会規則への委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 26 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 6 年規則第 121 号で平成 6 年 10 年 1 日から施行）

4 職員団体の登録に関する条例施行規則（昭和 41 年宮城県人事委員会規則 11—3）

（趣旨）

第1条 この規則は、職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年宮城県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録申請書等）

第2条 条例第2条第1項の規定による登録の申請は、職員団体登録申請書（様式第1号）によるものとする。この場合において、当該職員団体が登録後直ちに法人となろうとするときには、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号）第3条第1項に規定する法人となる旨の申出をあわせてすることができる。

2 条例第2条第2項第1号の規定による規約の作成等を証明する書類は、規約の作成又は変更にあつては、規約採択証明書（様式第2号）により、役員の選挙にあつては、役員選出証明書（様式第3号）により、その他これらに準ずる重要な行為にあつては、議案採択証明書（様式第4号）によるものとする。

3 条例第2条第2項第2号に規定する証明書は、組織に関する証明書（様式第5号）によるものとする。

（代議員選出証明書）

第3条 連合体である職員団体が規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為を代議員の投票で決定した場合には、代議員が各構成団体から適法に選出されたことを証明する代議員選出証明書（様式第6号）を添付するものとする。

（規約等の変更又は解散の届出書）

第4条 条例第4条第2項の規定による届出書は、職員団体登録事項変更（解散）届（様式第7号）によるものとする。

2 条例第4条第3項の規定による規約の変更等を証明する書類の様式は、第2条第2項及び第3条に定める書類の様式に準ずるものとする。

（登録の取消しの通知の特例）

第5条 条例第5条の規定による登録の取消しの通知をする場合において、これを受けるべき者の所在が知れないときその他通知をすることができないときは、通知の内容を県公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して 14 日を経過した日に、通知がこれを受けるべき者に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年人委規則 1—4）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年人委規則 11—3—1）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年人委規則 11—3—2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年人委規則 11—3—3）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の職員団体の登録に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の職員団体の登録に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

第 3 章 職員団体登録に関する様式集

「執行委員長」「書記長」など規約に規定されている役職名を記入してください。

様式第 1 号

職 員 団 体 登 録 申 請 書

〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県人事委員会 殿

団 体 名 〇〇職員組合
代 表 者 執行委員長 〇〇 〇〇
役職氏名

地方公務員法第 53 条の規定に基づき、登録を申請します。
~~なお、本件登録後は職員団体を法人としますので申し添えます。~~

法人格の取得を希望しない場合には削除してください。

1 役員名簿

役職	所 属 課 所 又は学校名	職名	氏名	住所
執行委員長	〇〇課	課長補佐	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
副執行委員長	〇〇課	主幹	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
書記長	〇〇課	主任主査	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
書記次長	〇〇研究所	技師	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
執行委員	〇〇課	課長補佐	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
"	〇〇事務所	主査	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
"	〇〇課	主任主査	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
"	〇〇課	主査	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
"	〇〇課	主事	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
監査委員	〇〇課	主幹	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
"	〇〇課	主事	〇〇 〇〇	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

- (注意) 1 登録の申請を行う場合は申請書に必要な証明書及び規約を添付し、正副 2 通提出してください。
2 記入欄が不足する場合は適宜の用紙で補充し、貼付くちょうふ>又は添付してください。
3 不要の文字又は不要の部分は斜線を引いてください。

各役員の現住所を記入してください
(勤務先ではありません。)

2 事務所所在地

主たる事務所の所在地	
宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
その他の事務所名	所 在 地

3 連合体の構成職員団体 (この表は、連合体として登録する場合にのみ必要なものです。)

構成職員団体名	登録済職員団体である場合は 登録機関とその番号

連合体でない場合、記入不要です。

連合体でない場合、記入は不要です。

「〇〇事務所内」のように、実際に投票を行った場所を記入してください。

有効投票者数に無効投票者数を加えた全投票数を記入してください。

様式第2号

規 約 採 択 証 明 書									
公示日	〇〇年〇〇月〇〇日	組合員総数	〇〇人	投票者総数	〇〇人				
投票日	〇〇年〇〇月〇〇日	投票場所	〇〇役場〇〇会議室						
連合体で代議員制によった場合		有権者の範囲		有権者総数	投票者総数				
開票結果	賛 〇〇票	否 〇〇票	無効 〇〇票	規約別添のとおり					
本職員団体の規約は、すべての構成員(代議員)の平等に参加する機会を有する直接、秘密の投票により全員(全代議員)の過半数で採択されたことを証明します。 〇〇年〇〇月〇〇日 連合体でない場合、削除してください。 団 体 名 〇〇職員組合 証明者役職 〇〇職員組合選挙管理委員会 及 び 氏 名 委員長 〇〇 〇〇									

注) 証明者は大会議長又は投票管理委員長としてください。

連合体でない場合、記入は不要です。

「〇〇事務所内」のように、実際に投票を行った場所を記入してください。

有効投票者数に無効投票者数を加えた全投票数を記入してください。

様式第3号

役員選出証明書						
公示日	〇〇年〇〇月〇〇日	組合員総数	〇〇人	投票者総数	〇〇人	投票者総数
投票日	〇〇年〇〇月〇〇日	投票場所	〇〇役場〇〇会議室			
連合体で代議員制による場合		有権者の範囲	有権者総数	投票者総数		
本職員団体の役員は、構成員（ 代議員 ）の全員が平等に参加する機会を有する直接、秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。						
〇〇年〇〇月〇〇日						
連合体でない場合、削除してください。						
団体名 〇〇職員組合 証明者役職 〇〇職員組合選挙管理委員会 及び氏名 委員長 〇〇 〇〇						
開票結果	役職	氏名	得票数	役職	氏名	得票数
	執行委員長	〇〇 〇〇	〇〇票	執行委員	〇〇 〇〇	〇〇票
	副執行委員長	〇〇 〇〇	〇〇票	監査委員	〇〇 〇〇	〇〇票
	書記長	〇〇 〇〇	〇〇票	〃	〇〇 〇〇	〇〇票
	書記次長	〇〇 〇〇	〇〇票			
	執行委員	〇〇 〇〇	〇〇票			
	〃	〇〇 〇〇	〇〇票			
〃	〇〇 〇〇	〇〇票				
〃	〇〇 〇〇	〇〇票				

注) 証明者は大会議長又は投票管理委員長としてください。

連合体でない場合、記入は不要です。

「〇〇事務所内」のように、実際に投票を行った場所を記入してください。

有効投票者数に無効投票者数を加えた全投票数を記入してください。

様式第4号

議案採択証明書									
公示日	〇〇年〇〇月〇〇日	組合員総数	〇〇人	投票者総数	〇〇人				
投票日	〇〇年〇〇月〇〇日	投票場所	〇〇役場〇〇会議室						
連合体で代議員制による場合		有権者の範囲		有権者総数	投票者総数				
開票結果	賛	〇〇票	否	〇〇票	無効				
				〇〇票	〇〇票				
〇〇議案は、すべての構成員（代議員）の平等に参加する機会を有する直接、秘密の投票により全員（全代議員）の過半数で採択されたことを証明します。 〇〇年〇〇月〇〇日 連合体でない場合、削除してください。									
団体名 〇〇職員組合 証明者役職 〇〇職員組合選挙管理委員会 及び氏名 委員長 〇〇 〇〇									

注）証明者は大会議長又は投票管理委員長としてください。

新規登録の際に提出が必要となります。

組 織 に 関 す る 証 明 書

本職員団体は、本団体の基本的な組織方針に基づき、地方公務員法第53条第4項の規定に従って組織するものであることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

団 体 名 〇〇職員組合

証明者役職 〇〇職員組合
及び氏名 執行委員長 〇〇 〇〇

注) 証明者は執行委員長としてください。

様式第6号

連合体でない場合、記入は不要です。

代 議 員 選 出 証 明 書			
規約採択、役員選挙等の投票に参加した代議員は、その所属する単位団体のすべての構成員が平等に参加する機会を有する直接、秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。			
〇〇年〇〇月〇〇日			
団 体 名 〇〇職員組合			
証明者役職 〇〇職員組合			
及び氏名 執行委員長 〇〇 〇〇			
投 票 年 月 日	投 票 場 所	選 出 代 議 員 数	
〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇役場〇〇会議室	〇〇人	

注) この証明は、各構成団体ごとにその団体の大会議長又は投票管理委員長が証明者になってください。

様式第7号

職員団体

登録事項変更

(解散)

宮城県人事委員会 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

団体名

〇〇職員組合

代表者

〇〇職員組合

職氏名

執行委員長 〇〇 〇〇

登録事項変更
(解散)

を届け出ます。

地方公務員法第53条の規定に基づき、

「登録事項変更」の場合には「解散」を
削除してください。

反対に「解散」の場合には「登録事項変更」を
削除してください。

変更事項 (解散の場合は、解散理由及び解散の日) 例：規約の変更／役員の変更／解散 (〇〇の理由から〇〇年〇〇月〇〇日をもって解散する。)

(注意) 1 登録事項変更届出をする場合は、届出書に必要な書類を添付して正副2通提出してください。
2 変更事項が申請書記載事項である場合は申請書の該当事項の様式にならって記入してください。
3 不要の文字は線を引いて消してください。

第4章 職員団体登録に関するチェックリスト

登録要件チェックリスト

チェックリスト項目	チェック欄	掲載頁
1 規約における必要的記載事項（規約に次の事項が定められているか） ※ 単に規定が置かれているだけでなく、手引に記載されている各事項を遵守しているかもチェックしてください。		7－8 頁
名称	☐	
目的及び業務	☐	
主たる事務所の所在地	☐	
構成員の範囲及び資格の得喪に関する規定	☐	
理事その他の役員に関する規定	☐	
地公法第 53 条第 3 項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定	☐	
経費及び会計に関する規定	☐	
他の職員団体との連合に関する規定	☐	
規約の変更に関する規定	☐	
解散に関する規定	☐	
2 重要な行為の決定		8 頁
規約の変更、役員の改選、事務所所在地の変更等の重要な行為が、全ての構成員が参加可能な直接かつ秘密の選挙によって決定されているか（役員改選は投票者の過半数、その他の重要な行為は全構成員の過半数の賛成が必要）	☐	
役員改選の際に候補者が定数以内であることを理由に無投票当選の扱いとしていないか	☐	
3 構成員の範囲		8 頁
構成員の中に、企業職員、警察職員、消防職員及び管理職等が含まれていないか	☐	
4 変更の届出		8 頁
規約の変更や役員の改選など、登録事項に変更があった場合、変更の日から 10 日以内に、変更事項を宮城県人事委員会に届け出ているか	☐	
役員の改選について、一部補選や辞任等があった場合に、その都度、届出をしているか	☐	
役員の改選について、全員改選の結果、旧役員と同一の者が再選された場合でも、全役員について届出をしているか	☐	

変更登録の書類提出時チェックリスト

チェックリスト項目	チェック 欄
1 共通	/
登録事務担当責任者の役職名・氏名と、確実に連絡可能な電話番号・FAX番号・メールアドレスを記載しているか	☐
2 規約を変更した場合	/
職員団体登録事項変更（解散）届（様式第7号）	☐
変更事由の欄に「規約の変更」と記載しているか	☐
規約採択証明書（様式第2号）	☐
投票者総数は規約上の要件を満たしているか	☐
開票結果の賛成票・反対票・無効票の合計は投票者総数と合致しているか	☐
改正後の規約	☐
規約の新旧対照表	☐
3 役員の改選を行った場合	/
職員団体登録事項変更（解散）届（様式第7号）	☐
変更事由の欄に「役員の変更」と記載しているか	☐
役員選出証明書（様式第3号）	☐
役職、氏名は役員名簿と一致しているか	☐
投票者総数・得票数は規約上の要件を満たしているか	☐
改選後の役員名簿（様式第1号の表1）	☐
全員について、役職、所属課所又は学校名、職名、氏名、住所を表示しているか	☐
役職名は規約上の正式名称を記入しているか	☐
住所欄は勤務先の住所ではなく自宅の住所を記入しているか	☐
4 事務所所在地に変更があった場合	/
職員団体登録事項変更（解散）届（様式第7号）	☐
変更事由の欄に「事務所所在地の変更」と記載しているか	☐
議案採択証明書（様式第4号）	☐
投票者総数は規約上の要件を満たしているか	☐
開票結果の賛成票・反対票・無効票の合計は投票者総数と合致しているか	☐
変更後の事務所所在地表（様式第1号の表2）	☐

チェックリスト項目		チェック 欄
	その他	
	規約の変更を伴う場合（ex. 主たる事務所の所在地に変更がある場合）、規約を変更した場合の提出書類も添付しているか	☐
5	解散した場合（登録の取下げを含む。）	
	職員団体登録事項変更（解散）届（様式第7号）	☐
	変更事由の欄に解散（又は登録の取下げ）理由及び解散（又は登録の取下げ）の日を記載しているか	☐
	議案採択証明書（様式第4号）	☐
	投票者総数は規約上の要件を満たしているか	☐
	開票結果の賛成票・反対票・無効票の合計は投票者総数と合致しているか	☐

職 員 団 体 の 手 引

令和 8 年 8 月 発行

発 行 宮城県人事委員会事務局

〒 9 8 0 - 8 5 7 0 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

電 話 0 2 2 - 2 1 1 - 3 7 5 3

F A X 0 2 2 - 2 1 1 - 3 7 9 7

メール zinziig2@pref.miyagi.lg.jp

宮城県人事委員会事務局ホームページ（職員団体の登録）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zinziinkai/syokuindantai.html>